

磯部川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の3に基づくダム洪水調節機能協議会として、「磯部川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、磯部川水系における、神路ダムを対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 協議会には代理出席を認めるものとする。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。

二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。

三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。

四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。

五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。

六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(事務局)

第6条 本協議会の事務局は三重県県土整備部河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 この規約は、令和3年10月22日から施行する。

別表 1

構成員

三重県 県土整備部 河川課長

志摩市水道事業 志摩市上下水道部 水道工務課長

オブザーバー

気象庁 津地方气象台 防災管理官

令和 7 年は、全国の延べ 41 ダムで事前放流を実施！ ～利水者の協力のもと、洪水に備え、既存ダムを活用し容量を確保～

令和 2 年度以降、利水者の協力のもと、全国のダムで事前放流の実施体制を整え、洪水に備えています。

令和 7 年は、令和 6 年に比べ台風が日本近郊で発生し、勢力が発達せず通過したこと等により、事前放流実施ダムが減少しましたが、全国の延べ 41 ダムでの事前放流の実施により、洪水調節容量に加え、約 1.1 億 m³の容量を確保し、台風等による洪水に対応しました。

＜令和 7 年における事前放流の実施状況（概要）＞

	令和 7 年	（参考）令和 6 年
治水等多目的ダム	17 ダム	101 ダム
利水ダム	24 ダム	83 ダム
合計	41 ダム	184 ダム

【別紙】

- ・ 令和 7 年における事前放流の実施状況（総括）
- ・ 古座川水系七川ダムの事前放流及び洪水調節による治水効果（令和 7 年 8 月 6 日からの大雨）

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川環境課 流水企画室 三輪、井出
代表 03-5253-8111（内線 35472、35495）、直通 03-5253-8449

令和7年における事前放流の実施状況(総括)

- 令和7年は、全国の、のべ41ダムで事前放流を実施したことにより約1.1億m³の容量を確保し、洪水に備えた。
(令和7年6月9日～令和7年9月5日)
- そのうち、利水ダムではのべ24ダムで事前放流を実施したことにより約0.7億m³の容量を確保。

＜令和7年に事前放流を実施したダム数と確保容量の内訳＞

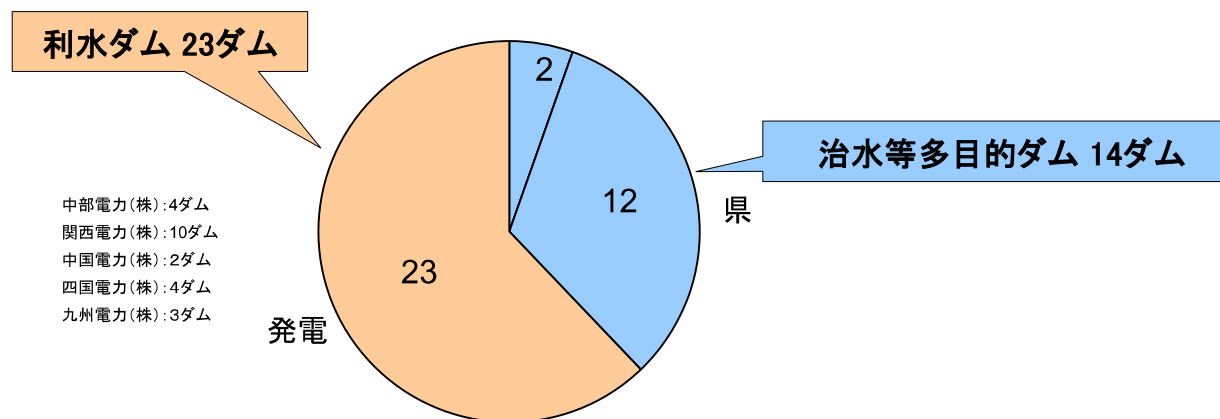
令和7年12月末時点

名称	区分	令和7年の主な降雨						合計 (ダム数の括弧書きは 重複除きの数)
		6月9日 からの大雨	7月14日 からの大雨	8月6日 からの大雨	台風第12号 (8月21日～)	9月2日 からの大雨	台風第15号 (9月3日～)	
治水等多目的ダム	ダム数	2	1	6	1	1	6	17 (14)
	確保容量 (万m ³)	224	55	1,494	1	1	1,955	3,730 【0.37億】
利水ダム	ダム数	1	0	18	0	0	5	24 (23)
	確保容量 (万m ³)	16	0	2,631	0	0	4,138	6,785 【0.68億】
合計	ダム数	3	1	24	1	1	11	41 (37)
	確保容量 (万m ³)	240	55	4,125	1	1	6,093	10,515 【1.05億】

※この他、上記の主な降雨に関連し「すでに水位が低下し、事前放流の容量を確保していたダム」が全国で、のべ261ダムで容量を確保(約11.2億m³)

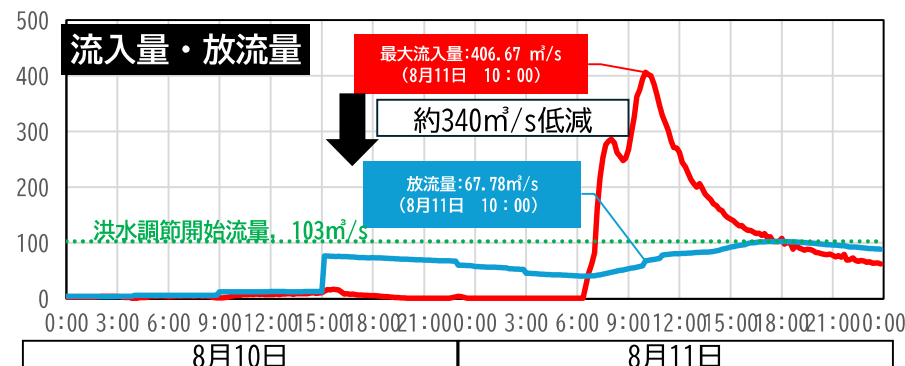
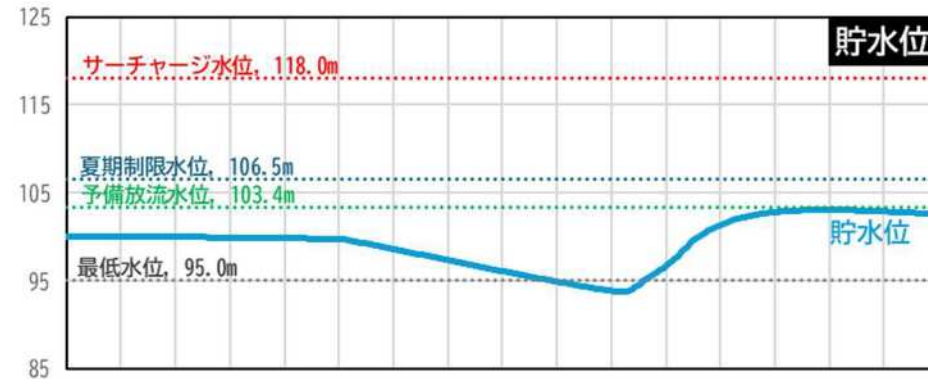
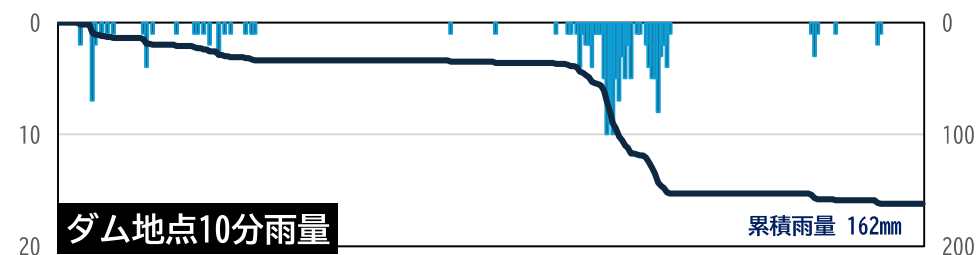
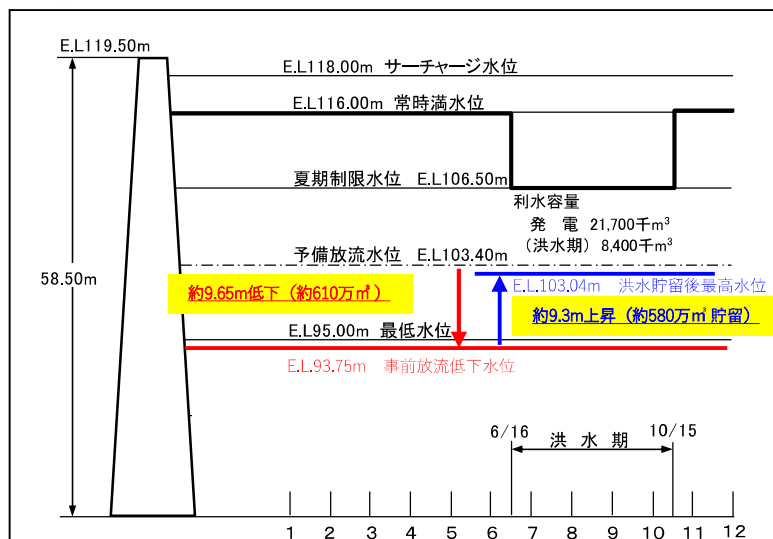
＜令和7年に事前放流を実施した37ダム（重複除き）の管理者＞

国土交通省



- 8月6日から大雨により、二級水系古座川水系古座川で和歌山県が管理する七川ダム地点において、162mm（8月10日1時～11日22時）の累積雨量を観測。
- 洪水調節容量の2,000万m³に加え、利水者（関西電力(株)）協力のもと、事前放流によりダムの貯水位約9.65m低下させ、更に約610万m³を確保した。
- 七川ダムでは最大流入量約407m³/sを観測したが、洪水調節を実施しダムに洪水を貯留したことから、下流へ流れる洪水の量を約68m³/sに抑え、約8割低減し、下流の水位低減効果に寄与した。

位置図



[ホーム](#)[国土交通省について](#)[報道・広報](#)[政策・法令・予算](#)[オープンデータ・統計](#)[お問い合わせ・申](#)

水管理・国土保全

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [水管理・国土保全](#) > 利水ダム治水機能施設整備費補助

利水ダム治水機能施設整備費補助

ダムは、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留し、下流全域の長い区間にわたって効果を発揮することができる、効果の大きな施設です。また、ダムは、施設の改良や運用の変更によって、短い期間で洪水調節機能を向上させることが可能であり、近年、水害が頻発化・激甚化する中、既設ダムを有効活用することの重要性が高まっています。

こうした中、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的に、利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う場合に、当該整備に対して支援を行う補助事業を令和2年度に創設したところです。

令和8年度 利水ダム治水機能施設整備費補助の募集について（令和9年度実施分）

【応募受付期間】

令和8年4月9日（木）～令和8年6月30日（火）午後5時必着

[＜参考＞制度概要](#)（PDF形式：92.4KB）

募集要領、申請書・事業計画書様式、交付要綱、補助金交付申請様式

▷[募集要領、申請書・事業計画書様式](#)（PDF形式：325KB）

▷[申請書・事業計画書様式](#)（Word形式：34KB）

▷[交付要綱、補助金交付申請様式集](#)（PDF形式：405KB）

▷[補助金交付申請様式集](#)（Word形式：94KB）

実施事例

▷[実施事例](#)（PDF形式：727KB）

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局治水課 佐藤、魚津

TEL: 03-5253-8111（内線35-662、35-574）

直通: 03-5253-8453 FAX: 03-5253-1604

[ページの先頭へ](#)

利水ダム治水機能施設整備費補助

令和8年度 募集要領

(令和9年度実施分)

■応募受付期間

令和8年4月9日(木) ～ 令和8年6月30日(火)
午後5時必着

■問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 佐藤、魚津
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎 3号館 1F
連絡先 Tel. 03-5253-8111 (内線 35-662、35-574)
03-5253-8453 (直通)

< 目 次 >

I. 事業の概要

- 1. 背景・目的 1
- 2. 事業内容
 - 2. 1 補助対象事業 1
 - 2. 2 補助対象ダム 1
 - 2. 3 補助対象事業者 1
 - 2. 4 補助対象経費 1
 - 2. 5 補助金額 1

II. 事業の実施

- 1. 事業の公募について
 - 1. 1 公募手続き 2
 - 1. 2 事業の評価・審査 2
 - 1. 3 事業の採択 3
 - 1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い 3
 - 1. 5 事業の変更 3
- 2. 補助金の交付について
 - 2. 1 交付申請 3
 - 2. 2 交付における留意事項 4
- 3. 事業中及び事業完了後の留意事項
 - 3. 1 実績報告 4
 - 3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等 4
 - 3. 3 事業の効果等に係る報告 4
 - 3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力 4
 - 3. 5 情報の取り扱い等 4

【別添資料】

- 利水ダム治水機能施設整備費補助（変更）申請書 別添 1
- 事業計画書 別添 1 別紙
- 利水ダム治水機能施設整備費補助実施フロー 別添 2

I 事業の概要

1. 背景・目的

ダムは、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留し、下流全域の長い区間にわたって効果を発揮することができる、効果の大きな施設です。また、ダムは、施設の改良や運用の変更によって、短い期間で洪水調節機能を向上させることが可能であり、近年、水害が頻発化・激甚化する中、既設ダムを有効活用することの重要性が高まっています。

令和元年12月には、ダムによる洪水調節機能の早期強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、全ての既存ダムで事前放流の実施方針等を定めた治水協定の締結等を行い、新たな運用を開始しているところです。

対象となった既存ダムの中には、治水機能を有していない利水ダムもありますが、予測降雨情報等により洪水の発生が予測された場合には、事前に貯水位を低下させ、利水容量の一部を洪水調節の目的に一時的に利用する事前放流によって、水災害の被害を軽減することとしています。

しかし、利水ダムは、発電等の目的のために高い貯水位で運用しており、事前放流に使用する放流管も小規模であることから、洪水調節のための十分な空き容量が確保できないダムもあります。

こうした状況を踏まえ、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的に、利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う場合に、当該整備に対して支援を行う補助事業を実施します。

2. 事業内容

2. 1 補助対象事業

利水ダム設置者が実施する放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）であって、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

2. 2 補助対象ダム

一級河川又は二級河川に設置された利水ダムを対象とします。

2. 3 補助対象事業者

利水ダム設置者（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

2. 4 補助対象経費

補助金交付の対象経費は、放流施設の整備等に関する経費（本工事費、測量設計費、用地費及び補償費）のうち、国土交通省が認める費用とします。

2. 5 補助金額

補助対象経費の1／2以内とします。ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水

ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

(予算の範囲内での補助となります)

Ⅱ 事業の実施

1. 事業の公募について

1. 1 公募手続き

以下のとおり、補助対象事業を公募いたします。

■令和8年度応募受付期間

・令和9年度実施分

令和8年4月9日(木)～令和8年6月30日(火) 午後5時必着

■応募書類

別添1の申請書に必要事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

■応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎3号館 1F

国土交通省水管理・国土保全局 治水課 魚津

電話：03-5253-8111 (内線 35-574)

03-5253-8453 (直通)

■応募書類の提出方法

応募書類は、電子メールにて提出をお願いします。なお送付先アドレスは上記提出先まであらかじめお問い合わせください。紙または電子媒体(CD-R等)での持参、郵送(書留郵便に限る。)による提出を妨げるものではありません。

持参の場合、令和8年4月9日(木)～令和8年6月30日(火)まで午前9時30分から午後0時まで及び午後1時から午後6時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

■特記事項

1級河川のうち都道府県知事が管理する区間又は2級河川に設置された利水ダムを対象とする場合、当該利水ダムが設置された区間を管理する都道府県と事前に調整した上で応募してください。

1. 2 事業の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業については、以下の観点から評価・審査します。評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載をした場合には、当該応募を無効とすることがあります。

＜評価・審査の観点＞

- ① 整備内容、事業工期、概算事業費等が妥当であること
- ② 事前放流の強化による一定の治水効果が見込めるものとして、事前放流開始後 48 時間以内に事前放流による洪水調節可能容量を約 50 万 m³ 以上増加させるものであること
- ③ 事業完了後、ダムが適切に実施される見込みがあること（事業完了後の事前放流の実施について、操作規程に反映する予定であること等）
- ④ 住民避難等に資するためのダム情報の連絡体制が妥当であること
- ⑤ 河川管理者との「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく治水協定を締結している、または締結する予定であること。
- ⑥ その他必要と認められる事項

1. 3 事業の採択

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し、事業主体に対し書面により通知します。その際、補助金額の予定額（当年度執行限度額）を通知します。

事業採択の通知後、補助金の活用を辞退することは出来ませんのでご注意ください。

1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い

複数年度にまたがる事業の取り扱いは、次のとおりとなります。

- ・ 応募時にあらかじめ各年度の計画を提出していただきます。
- ・ 事業が採択された場合、次年度以降については、改めて応募いただく必要はありませんが、毎年度補助金交付申請を行っていただく必要があります。
- ・ 各年度計画の補助対象部分の出来高に応じて、各年度に補助が行われます。ただし、次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため、確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することになります。
- ・ 従って、事業採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意下さい。
- ・ 年度計画を途中で変更する場合（補助対象施設の変更を含む）は、速やかに協議を行っていただく必要があります。

1. 5 事業の変更

やむを得ず事業の内容等を変更する必要がある場合には、別添 1 の変更申請書に必要事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

2. 補助金の交付について

2. 1 交付申請

補助金の交付申請の手続き等については、利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱によるものとし、事業採択の決定通知時にお知らせします。

なお、申請に要する費用は申請者の負担とします。

2. 2 交付における留意事項

消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）については、消費税等相当額から消費税仕入控除税額を減額した額を補助対象とします。

事業採択後であっても、国は交付決定するまでは本事業に関する補助金交付債務を負うものではありません。

なお、交付決定後に、応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。

3. 事業中及び事業完了後の留意事項

3. 1 実績報告

事業の完了後、実績報告書の提出が必要となります。

また、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを確認するため、工事監理を実施した土木施工管理技士等の証明書の提出を求めることがあります。なお、当該証明書に係る費用が発生した場合であっても、当該費用は補助金としての申請ができませんのでご注意下さい。

3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

事業の完了後、実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出依頼及び現地検査を行う場合があります。また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご注意下さい。

3. 3 事業の効果等に係る報告

補助事業者に対し、事業完了後、原則3年間（3年間で事前放流を実施しなかった場合等、特別な事情のある場合は、個別に定めるまでの期間）、補助を受けた放流施設等による事前放流量等に係る報告を求めるとします。なお、必要に応じデータの提供等についてご相談させていただくことがあります。

3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力

本事業に関する調査・評価のため、事業完了後にアンケートやヒアリングにご協力いただくことがあります。

3. 5 情報の取り扱い等

利水ダム治水機能施設整備について広く一般に紹介するため、国土交通省のウェブサイト、パンフレット等に事業内容等に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

別添 1

番 号
令和 年 月 日

水管理・国土保全局 治水課長 殿

申請者（利水ダム設置者）
（押印省略）

〇〇川水系〇〇川〇〇ダム
利水ダム治水機能施設整備費補助の（変更）申請について

標記について、別紙のとおり申請します。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

1. ダム及び流域の概要

ダム及び流域の概要として以下の事項について記載するものとする。

なお、流域の概要については対象となる河川の河川管理者に確認のうえ作成ください。

1) ダムの概要

- ・ダム名
- ・位置図（1級河川に設置されたダムは、設置された場所が直轄管理区間または都道府県管理区間の別が分かること）
- ・ダム諸元 等

2) 流域の概要

- ・主な洪水被害の概要

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
2. 放流施設の整備等の概要 (注1) 工事計画概要図を添付してください。					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

3. 事業工期

項目	工 程											
	令和〇年度				令和〇年度				令和〇年度			

(注1) 詳細の事業工程表を別に添付してください。

(注2) 詳細の事業工程表には、利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱第7条第1項第2号に規定する操作規程の変更について、河川管理者の承認を受ける時期を記載してください。

(注3) 申請者において当該事業と関連して行う事業（設備更新等）がある場合には関連事業の工程も記載してください。

4. 全体事業費

(単位：千円)

全体事業費	補助対象事業費 (※1)	補助対象事業費の内訳			補助対象外事業費 (※1)
		国負担 (※2)	申請者負担 (※3)	都道府県負担 (※4)	
A=B+C	B=a+b+c	a	b	c	C

(※1) 全体事業費を補助対象と補助対象外に区分する必要がある場合には、区分した算出根拠を記載すること。

(※2) 国負担の事業費は補助対象事業費（B）の1／2以内（千円以下切り捨て）を記載すること。

(※3) 補助対象事業費（B）の1／2（千円以下切り上げ）を記載すること。

(※4) 都道府県管理区間に設置されたダムで事業を行う場合のみ、都道府県の負担額を記載すること。

(注1) 事業計画上の事業費を記載するものであり、上記負担額は確定したものではない。

※他の補助事業の適用がある場合の事業名称等	()
-----------------------	-----

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

5. 補助対象事業費の内訳

区分	施設名	補助対象事業費 (千円)	数量	令和〇 年度	令和〇 年度	令和〇 年度
〇〇事業						
合 計						

(注1) 補助対象事業費は、本工事費、測量設計費、用地費及補償費毎に記載願います。

(注2) 消費税の額を含んだ額で記載してください。

(注3) 事業年度が複数年にわたる場合は、各年度について記載して下さい。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

6. 事前放流の強化による治水効果

※以下の内容を記載すること。

1) 現在の事前放流による洪水調節可能容量
48 時間 : 〇〇〇万 m³ (水位 : 〇m)
72 時間 : 〇〇〇万 m³ (水位 : 〇m)

2) 放流施設の整備等実施後の事前放流による洪水調節可能容量
48 時間 : 〇〇〇万 m³ (水位 : 〇m)
72 時間 : 〇〇〇万 m³ (水位 : 〇m)

3) 上記 1) 及び 2) の算出根拠

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
7. 事業完了後のダムの操作 ※事業完了後の事前放流の実施方法について記載すること ※操作規程の反映（変更）の見込みについて記載すること					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
8. 住民避難等に資するためのダム情報提供のための連絡体制 ※操作規程等で定められている放流の際の関係機関に対する通知等の連絡体制及び締結した治水協定の4. 情報共有のあり方の内容を記載、または写しを添付すること					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

9. 河川管理者との「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく治水協定の締結状況

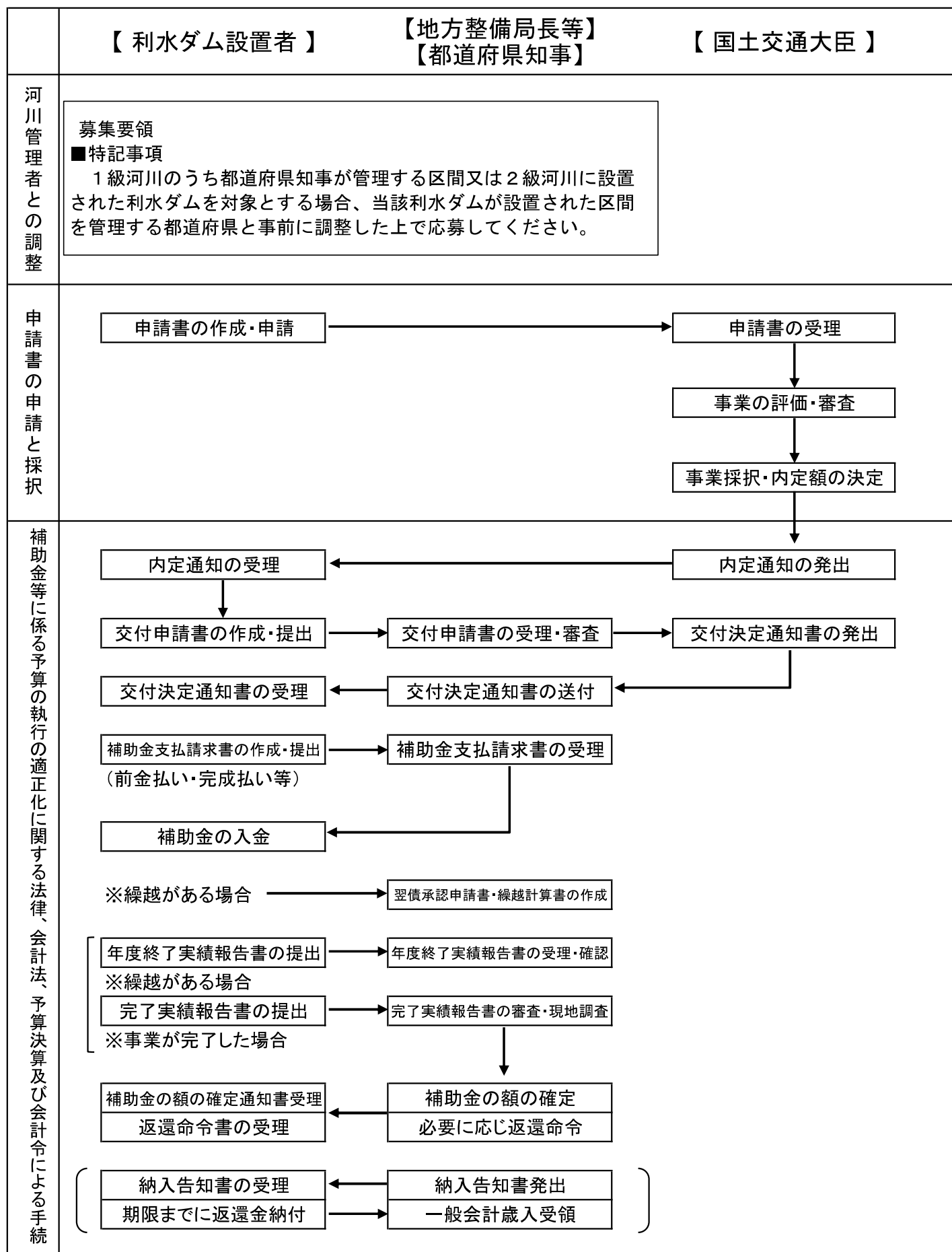
※締結状況を記載すること

※未締結の場合には、締結に向けた調整状況及び締結予定時期を記載すること

10. その他必要と認められる事項

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
1 1. 補助金にかかわる予算の執行の適正化に関する法律第22条に適する各省庁の承認を受けたことを証する書面					

利水ダム治水機能施設整備費補助 実施フロー

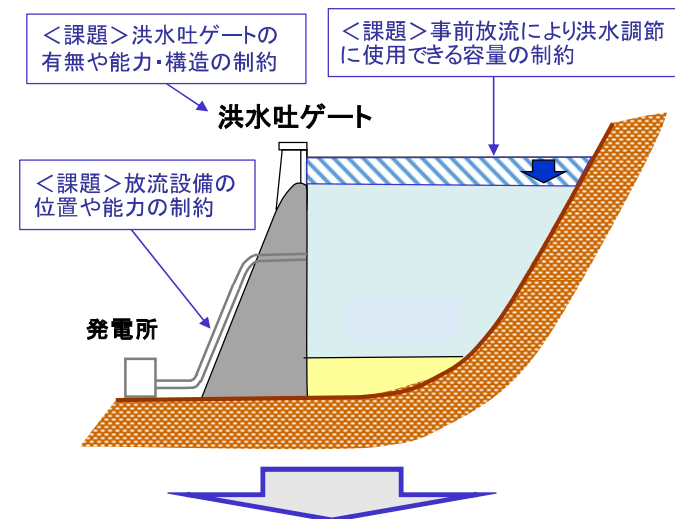


・利水ダム治水機能施設補助交付要綱に関わる提出様式の提出先は、国管理区間に設置された利水ダムの場合は地方整備局等、都道府県管理区間に設置された利水ダムの場合は、都道府県となります。事業採択時に国土交通本省よりご案内します。

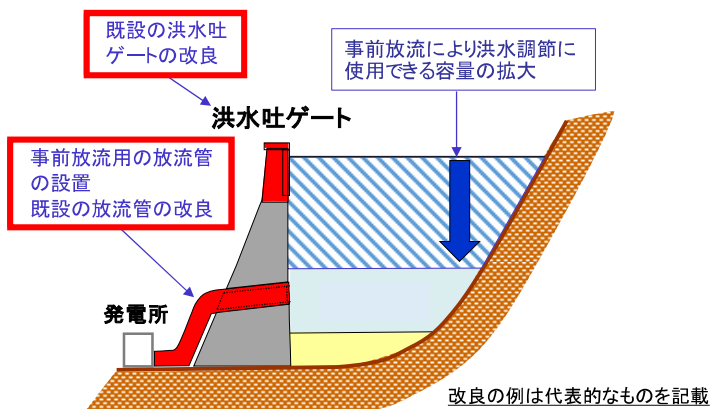
利水ダムの放流施設の整備等に対する補助制度の概要

参考

国土交通省では、利水ダムが事前放流を行うにあたり、放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）が必要となる場合において、その費用の一部を補助します。



既存施設の改良等に要する費用の一部を補助



【対象事業】

一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

※ただし、一定の治水効果の見込みや、事業完了後のダムの操作が適切に実施される見込みであること等について、評価・審査を行います。

【補助対象事業者】

利水ダム設置者※（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

※利水ダム設置者とは、河川法第二十六条第一項の許可を受けてダムを築造した者で、河川法第三十三条の規定によりその地位を継承した者も含む。

【補助対象経費】

放流施設等の整備のための本工事費並びに測量設計費、用地費及補償費のうち、国土交通省が認める費用とします。

【補助率】

補助対象経費の1/2以内とします。

ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

【事業採択手続き】

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し事業主体に対し書面により通知します。複数年にわたる事業は、各年度の計画を作成することで応募可能です。

※予算の範囲内での事業採択となります

- 利水ダムの事前放流を推進するため、利水ダム管理者による事前放流強化に資する放流施設の整備等を支援する補助事業を実施。
- 相模川水系相模川に設置された相模ダム（神奈川県企業庁管理）において、既設放流設備の改造等を支援し事前放流の強化を図る。

事業内容



ダム諸元

ダム名	相模ダム
河川名	(一級)相模川水系相模川
目的	水道用水、工業用水、発電
形式	重力式コンクリート
堤高	58.4m
竣工	1947年(昭和22年)
管理者	神奈川県企業庁

事業内容

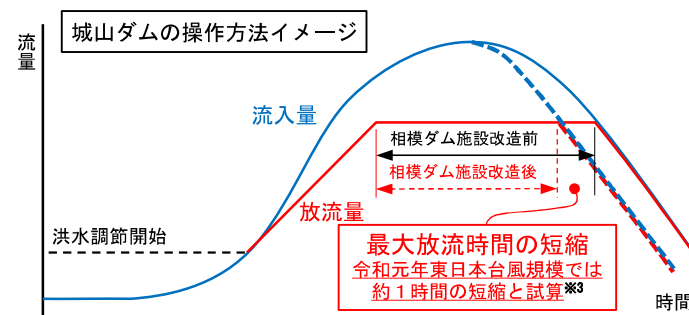
老朽化した既存設備の改造のうち、事前放流の強化に係る放流設備の改造等



効果

	施設改造前	施設改造後
放流設備		
放流能力(常時満水位)	3,240 m ³ /s	4,000 m ³ /s ※1 (+760 m ³ /s)
事前放流(72h)による洪水調節可能容量	2,799 万m ³	3,103 万m ³ ※1 (+304 万m ³)

相模ダムにおける事前放流の強化により新たに生み出される洪水調節可能容量を活用することで、下流に位置する城山ダムにおける**最大放流量の継続時間を短縮し下流リスクを低減**※2。



※1 現在執行中の実施設計により変更となる可能性あり。

※2 城山ダムでは、令和元年東日本台風により異常洪水防災操作へ移行したことを機に同規模の洪水に対して特例操作を行うことで緊急放流を回避するよう、ダム操作方法を見直し済み。

※3 他の洪水及び今後予定している操作規程の改訂内容においては効果が異なる可能性あり。

ぶしゅうこ 武周湖ダム(北陸電力株式会社)

令和7年度新規採択

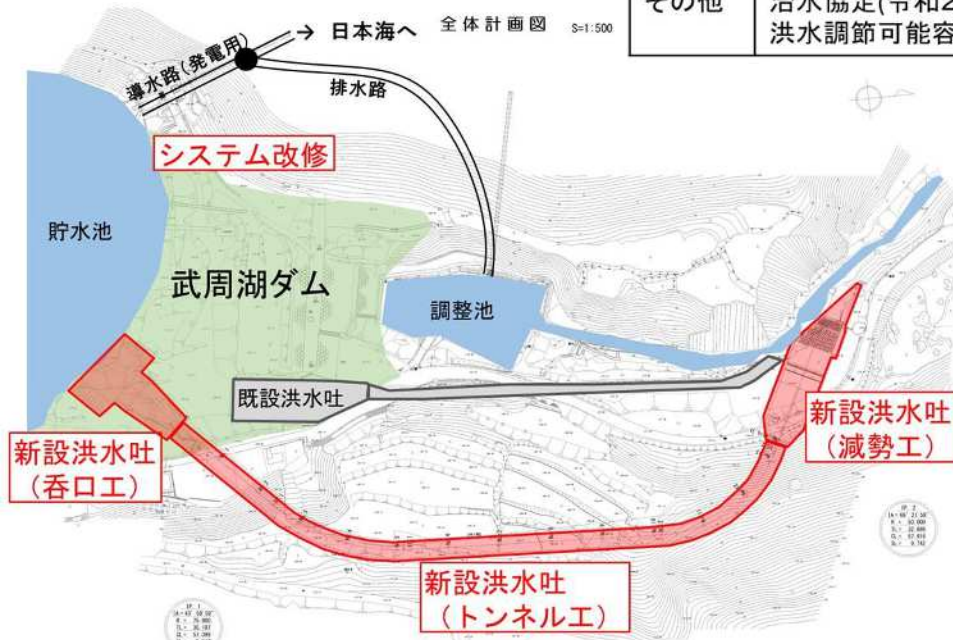
- 利水ダムの事前放流を推進するため、利水ダム管理者による事前放流強化に資する放流施設の整備等を支援する補助事業を実施。
- 大味川水系大味川に設置された武周湖ダム（北陸電力株式会社）において、既設放流設備の改造等を支援し事前放流の強化を図る。

事業内容



ダム諸元

ダム名	武周湖ダム
河川名	(二級)大味川水系大味川
目的	発電
型式	アース式
堤高	20.3m
竣工	1920年(大正9年)
管理者	北陸電力
その他	治水協定(令和2年度)締結 洪水調節可能容量0m ³



効果

計画規模洪水(1/30)が発生した場合に想定される浸水被害を軽減することが可能。



浸水面積 約2,700m²(L=約150m)
・民家 4軒
・小屋 4軒
・耕作地 約400m²

